

# 兵庫労働局の取組

(令和3年度上半期)

令和3年11月12日

兵庫労働局

# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ①

## 雇用の維持・継続に向けた支援

### 雇用調整助成金等による支援

#### ◆ 雇用調整助成金

##### 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき雇用調整（休業・教育訓練・出向）を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成するもの。  
（学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象）

令和3年9月末現在の支給実績は、支給決定件数17万8407件 支給決定額1401億円  
令和3年度においても、月別の支給決定件数は、リーマンショック時のピークであった平成21年11月を大きく上回る水準で推移している。

### 支給申請および支給決定状況（9月30日現在）

#### 雇用調整助成金等支給申請・決定状況

【兵庫労働局】

	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金		合計	
	支給申請	支給決定	支給申請	支給決定	支給申請	支給決定
R2年度計	90,003	87,092	30,576	28,318	120,579	115,410
R3年4月	7,289	7,497	2,637	2,729	9,926	10,226
R3年5月	7,587	5,582	2,842	2,308	10,429	7,890
R3年6月	9,092	8,398	3,330	2,879	12,422	11,277
R3年7月	8,163	7,392	3,040	2,721	11,203	10,113
R3年8月	8,458	8,960	2,963	2,923	11,421	11,883
R3年9月	8,963	8,396	3,625	3,212	12,588	11,608
R3年9月末 現在（累計）	139,555	133,317	49,013	45,090	188,568	178,407

（参考）リーマンショック時の支給申請状況（ピーク）

	雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金含む）	
	支給申請 (件数)	支給決定
平成21年11月		4,244
平成21年度計		31,571

# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ②

## ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する助成金

支給状況（9月末現在）

助成金・コース	主な支給要件	申請件数	支給件数
休暇取得導入助成金	母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境整備するため、有給の休暇制度を設けて取得させる。	17	11
休暇取得支援コース (両立支援等助成金)	上記の有給の休暇制度について、合計20日以上取得させる。	23	15

## ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する小学校休業等に関する助成金

支給状況（9月末現在）

助成金・コース	主な支給要件	申請件数	支給件数
両立支援等助成金 育児休業等支援コース（新 型コロナウイルス感染症対応特例）	小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、当該有給休暇制度を利用させる。	46	20
両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症 小学校休業等対応コース	令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などを行った小学校などに通う子どもや、新型コロナウイルスに感染した等により小学校を休む必要がある子どもの世話をする労働者のために有給の休暇を取得させる。	0 ※1	0 ※1
新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金	上記、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コースにおいて、対象労働者が雇用保険被保険者以外の場合を対象とする。	0 ※2	0 ※2

※1 令和3年9月30日に運用開始。10月15日時点：申請件数19、支給件数0

※2 令和3年9月30日に運用開始。10月15日時点：申請件数1、支給件数0

# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ③

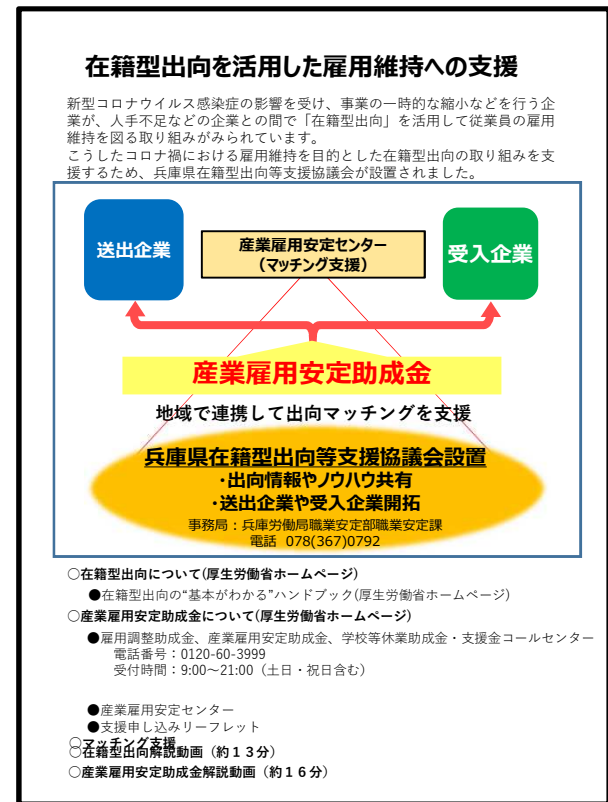
## 在籍型出向の活用による雇用維持への支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」により雇用維持する取組を支援するため、下記構成員による「兵庫県在籍型出向等支援協議会」を設置し、在籍型出向の情報連携を図るとともに、産業雇用安定センターと連携したマッチング支援体制の強化を図る。また、在籍型出向支援制度の理解促進を図るため、産業雇用安定センターと連携し、下記構成員はじめ様々な団体が主催するセミナー等の機会を捉え、助成制度も含めた周知を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に出向中に要する経費の一部を助成する「産業雇用安定助成金」を支給する。
- 兵庫県在籍型出向等支援協議会構成員  
 兵庫県経営者協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会、一般財団法人兵庫県雇用開発協会、日本労働組合総連合会兵庫県連合会、一般社団法人兵庫県信用金庫協会、株式会社但馬銀行、株式会社みなと銀行、兵庫県信用組合、兵庫ひまわり信用組合、近畿経済産業局地域経済部地域経済課イノベーション推進室、近畿地方整備局建政部、近畿運輸局交通政策部交通企画課、近畿運輸局神戸海運監理部、大阪航空局空港部管理課、公益財団法人産業雇用安定センター兵庫事務所、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課、兵庫労働局
- 令和3年9月末までの状況

事務局による制度周知にかかる取り組み内容	団体数	回数
経済団体等主催のセミナーにおける制度説明	7団体	13回

産業雇用安定助成金申請状況	件数	事業所数	人数
計画届受理状況	13件	13社	79人
支給申請書受理状況	19件	6社	145人※

※ 延べ人数



兵庫労働局ホームページ掲載イメージ  
 兵庫労働局ホームページに在籍型出向等支援制度にかかわるポータルサイトを作成、周知に活用。

# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ④

## 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

### ◆ 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

テレワークの導入状況や問題点を把握、定着促進のため、県下11の労働基準監督署において、約1,600事業場に対し啓発指導を実施。

説明会、事業所への定期刊行物等の機会を捉え、テレワークガイドライン、人材確保等支援助成金（テレワークコース）について周知。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

テレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等などを行った中小企業事業主に対して、その労務管理に要した費用、テレワーク用通信機器の設備投資等の費用の一部を助成

利用状況等（9月末現在）

申請件数	交付決定件数	審査中
7	5	2

\*参考 他局の利用状況等（8月末現在）

局名	申請件数	交付決定件数	審査中
東京	7 (うち取り下げ2件)	3	2
大阪	3	1	2

### ◆ 副業・兼業を行うための環境整備

労働時間相談・支援班により、令和2年9月に改訂された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を訪問支援及び集団指導により実施。

①労働時間相談・支援班による訪問支援件数

令和2年10月から令和3年9月  
1,239事業場

②労働時間相談・支援班による集団指導件数

令和2年10月から令和3年9月  
集団指導実施回数 73回  
参加事業場数 479事業場

# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ⑤

## 職場における感染防止対策等の推進

令和3年2月15日から、兵庫労働局労働基準部健康課に「新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置し、リーフレット「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、職場における感染防止対策についての取組を推進しています。

また、監督署の各部署の窓口において、各種報告や届出のために事業場の担当者が来庁したとき、監督等により事業場を訪問したとき、地区協会や防災団体等の会合に出席したときなどの機会を捉え、感染拡大防止の取組状況を確認し、必要な指導を行っています。

令和3年2月15日から10月1日までの取組の累計は28,000回を超えています。

取組の内容	実施回数
労使関係団体に対する要請	88回
各種報告・届出の受理時	26,532回
事業場への訪問等	2,126回

今年度1回目の緊急事態宣言発令時（4月25日から6月20日）を中心に、監督署（11署）において、約1,600事業場に対し、職場における感染拡大を防止するよう啓発指導を行いました。

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求については、クラスターの発生などが報道された事業場に対して請求勧奨を行うとともに、特に医師、看護師など医療従事者等をはじめ、厳しい環境下で働く労働者に安心感を与えるために、迅速処理に努めました。

### 【新型コロナウイルス感染症に係る労災請求状況（9月30日現在）】

- ・ 労災請求件数 1,034件
- ・ 決定件数 924件
- ・ 支給決定件数 919件
- ・ 調査中 110件

# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ⑥

## 特別労働相談窓口の設置

### 特別労働相談窓口における相談状況（R2.2.14～R3.9.30）

#### 【相談者・相談内容内訳】

相談者数		77,797人
所属内訳	事業主	62,944人(80.9%)
	労働者	8,006人(10.3%)
	社会保険労務士	4,264人(5.5%)
	労働者家族・知人	660人(0.8%)
	その他	1,923人(2.5%)
業種内訳	製造業	15,365人(19.8%)
	飲食業	11,522人(14.8%)
	卸小売業	7,960人(10.2%)
	医療・福祉業	3,370人(4.3%)
	宿泊業	2,495人(3.2%)
	その他	37,085人(47.7%)

相談件数		79,400件
相談内容内訳	雇用調整助成金	60,964件(76.8%)
	休業(休業手当等)	6,191件(7.8%)
	賃金	1,527件(1.9%)
	解雇・雇止め	1,427件(1.8%)
	母性健康管理措置等	1,384件(1.7%)
	休業支援金・給付金	955件(1.2%)
	休暇(年次有給休暇含む)	638件(0.8%)
	その他(労働時間・安全衛生等)	6,314件(8.0%)

※1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合は、複数の内容を件数に計上している。

#### 【相談件数(月別推移)】

相談件数	R2年度(2月～翌年3月)	R3年4月	R3年5月	R3年6月	R3年7月	R3年8月	R3年9月
79,400件	60,211件	3,209件	3,467件	3,551件	3,121件	2,902件	2,939件

#### 【特別労働相談窓口】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響にかかると一般的な労働相談
  - ➡総合労働相談コーナー(雇用環境・均等部指導課、各労働基準監督署内) R2.2.14～
- ◆雇用の維持・確保に関する助成金にかかる相談 ➡ハローワーク助成金デスク、各公共職業安定所 R2.2.14～
- ◆母性健康管理措置等にかかる特別相談窓口 ➡兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 R2.10.1～
- ◆小学校休業等対応助成金にかかる特別相談窓口 ➡兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 R2.11.24～



# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ⑦

## 業種・職種を超えた転換を伴う再就職支援等の促進

### ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実及びマッチングの強化

コロナ禍で、求人数が大幅に減少し、コロナの影響を受けた業種・職種での再就職を希望する求職者及びコロナが収束するまで本格的に就職活動を開始しない求職者が見られることから、紹介件数が減少している。求人数、紹介件数及び就職件数について、今年度は前年度より増加しているが、コロナ前の水準には回復していない。

- 求職者ニーズを踏まえた求人の確保
  - 求人倍率の低い職種の把握
  - 個別支援対象者ニーズの把握
  - 求職者ニーズを踏まえた求人条件緩和の提案
- 確保した求人の充足
  - 求職者からの質問が多い事項の情報を蓄積
  - 地域ごとに事業所担当者を設定
  - 収集した求人票以上の情報と併せて、求職者に対して積極的に求人を提案

求人者支援員による開拓求人および充足状況

	開拓求人数	充足数
令和3年4月	3,063	823
5月	2,944	669
6月	2,950	706
7月	3,078	554
8月	3,150	545



# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ⑧

## 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

### ◆「新たな雇用・訓練パッケージ」を活用した支援の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援を実施。

#### (1) 求職者支援制度への特例措置の導入

訓練受講期間中に訓練受講者に支給する訓練受講給付金は、月の収入が8万円以下であることを支給の要件としているが、シフト制で働く方や副業・兼業をしている方については、月12万円以下に引き上げる特例措置を導入して、仕事と訓練受講の両立支援を推進。（令和4年3月31日まで実施）

#### (2) 職業訓練の多様化・柔軟化

仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、特例として従来よりも短期間や短時間の訓練コースの設定の促進。（令和4年3月31日まで実施）

#### (3) ハローワークにおける積極的な訓練の周知及び受講あっせん

- ・「コロナ対応ステップアップ相談窓口」の設置  
ハローワークにおいて、職業訓練の情報提供・受講あっせん・就職支援などをワンストップで実施。
- ・新型コロナの影響により受講者向けの大規模な職業訓練説明会や周知イベントの開催が困難な中、ハローワークにおける職業訓練周知コーナーの充実やモニターを活用した情報提供など周知を強化。また、労働局ホームページでの広報のほか、「インスタグラム」や「ツイッター」等SNSを活用した周知を実施。
- ・自治体や関係機関等への周知協力を推進。

受講あっせん数	令和2年9月末現在	令和3年9月末現在	前年同期比(%)
公共職業訓練	1,970件	1,984件	0.7
求職者支援訓練	291件	419件	44.0



# 1. ウィズコロナ・ポストコロナ時代の課題に対応した取組 ⑨

## オンライン・SNSを活用した就職支援サービスの提供

### ◆ オンラインツールを活用した職業相談業務の実施

コロナの影響により、来所を希望しない求職者が一定数存在していることを踏まえ、それらのニーズへ対応するサービスとして、オンラインツールを活用した職業相談、職業紹介業務を実施。また、オンライン面接による採用選考を導入する企業も増えていることから、新たなサービスとしてオンライン面接練習及びオンラインセミナーも展開。

オンライン職業相談（面接練習含む）実施件数 360件    オンラインセミナー実施件数 45件    （令和3年9月末現在）

### ◆ SNSを活用した情報発信

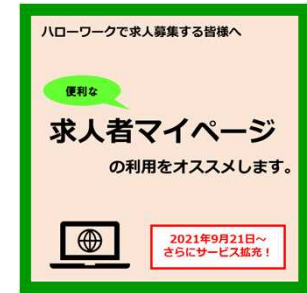
これまでハローワークを利用していなかった方への発信力を高め、ハローワーク、労働局に来所しなくても、ハローワークの支援メニュー、開催イベント、各種施策情報等を提供するため、SNS（YouTube、Instagram、Twitter、LINE）が持つそれぞれの特性を活かして、画像、動画も含めた様々な情報を発信。

YouTube投稿件数 6件    Instagram投稿件数 88件    Twitter掲載件数 77件    （令和3年9月末現在）

YouTube  
掲載動画



Instagram  
掲載画像



## 電子申請等の利用促進

- 36協定届の電子申請の利用方法の周知

➡ 36協定届の電子申請について、  
わかりやすく解説した動画を  
YouTubeにUPして周知を実施。



「36協定届の電子申請手続きの流れ（その①準備編）」  
兵庫労働局雇用環境・均等部 公式YouTubeチャンネル

「電子政府の実現」に向けた政府方針により、雇用保険関係業務の手続きについても電子申請の利用促進を図る必要があるため、平成28年6月1日より兵庫労働局雇用保険電子申請事務センターを設置し、電子申請の審査処理の集中化を図り、早期に審査処理した上で、事業主等に対して返戻することにより、行政サービスの向上を図っている。

また、電子申請の利用方法等の問合せ先を電子申請事務センターに集約することにより、利用を検討している事業主等に対し、利用促進やサービス向上につなげている。

	電子申請率
平成28年度	18.1%
平成29年度	22.2%
平成30年度	28.8%
令和元年度	34.8%
令和2年度	47.4%

## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ①

### 若者への就職支援

#### 新規学卒者等への就職支援

- 新卒応援ハローワーク等において、就職支援ナビゲーター（旧名称 学卒ジョブサポーター）によるきめ細やかな個別支援の実施
- 既卒3年以内の者の新卒者扱いの普及促進
- 大学等と連携した就職状況の把握による未内定者・未就職卒業者に対する、「**正社員就職をあきらめさせない**」継続的な個別支援の実施

令和3年3月高等学校卒業者の状況（6月末現在）

	令和3年 3月卒	令和2年 3月卒	増減率
求人数	13,423人	17,230人	-22.1%
就職希望者数	5,033人	5,536人	-9.1%
就職者数	4,998人	5,512人	-9.3%
求人倍率	2.67倍	3.11倍	-0.44P
就職率	99.3%	99.6%	-0.3P

#### フリーターへの就職支援

- わかものハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな職業相談、職業紹介を実施するとともに、セミナー、就職面接会の開催、トライアル雇用助成金や職業訓練の活用等を通じた、一人ひとりのニーズに応じた支援の実施
- 不安定就労者等に対するセミナーや、企業に対する雇入れ支援等による正社員就職に向けた集中的な支援の実施

ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数  
就職件数 1,904件（令和3年8月末現在）

## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ②

### 就職氷河期世代への就職支援

#### 専門窓口等による伴走型の就職支援

##### ○キャリアチャレンジ応援コーナーPlus（就職氷河期世代専門窓口）設置

神戸所、西宮所、姫路所

チームリーダーとなる職員、アドバイザーが中心となり、コーディネーター及び職業相談員と連携しながら、就職から職場定着までの一貫した伴走型チーム支援を実施。

##### ○キャリアチャレンジ応援コーナー

灘所、尼崎所、加古川所、伊丹所

職員による求職者担当者制による寄り添う支援を実施。

令和3年度の状況（8月末現在）

	7所のコーナーの計
新規登録者数	277人
相談件数	1,280件
就職件数	130件

#### 兵庫県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援

兵庫県内において、行政、経済団体、業界団体等各界一体となって、就職氷河期世代の方々の活躍の促進を図るために就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置。この枠組みを利用して、就職氷河期世代の積極採用や行政支援策等の周知等に取り組むため、民間業者に委託を行う。





## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ③

### 医療、介護、保育等分野への就職支援

#### ○「人材支援総合コーナー」における支援

雇用情勢の改善や少子高齢化に伴い、コロナ禍にあって求人が減少しているものの、依然として人材不足が顕著な職種について人材確保の総合支援窓口として、「人材支援総合コーナー（医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野）」を県内7か所に設置し、求人者・求職者双方に対する総合的なマッチング支援を推進。

#### ○ハローワークのマッチング機能の強化

##### 《求職者支援サービス》

- ① 求人情報誌の発行、リーフレットや最新の動向等の提供
- ② 予約制・担当者制による専門相談員とのきめ細やかな 職業相談、職業紹介
- ③ 効果的な応募書類作成のアドバイス
- ④ 職業訓練情報やコーナー及び関係機関が実施するイベント情報の提供
- ⑤ セミナー・企業説明会・見学会・面接会等の開催

人材支援総合コーナー

##### 《求人者支援サービス》

- ① 賃金等の求職者ニーズの情報提供、分かりやすい求人票の作成助言
- ② 画像情報等の事業所情報の収集、求職者への提供
- ③ リーフレットや情報誌の配布、配架
- ④ 企業説明会やセミナーの開催
- ⑤ 雇用関係助成金制度の情報提供

新規支援対象求人数  
新規支援対象者数

2, 855人  
3, 171人

支援対象求人に係る充足数  
支援対象者に係る就職件数

353人  
1, 367人

(令和3年6月末現在)

## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ④

### 高齢者の活躍推進

#### 高齢者の定年延長・継続雇用の促進等

高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、65歳までの高齢者雇用確保措置未実施企業への指導及び本年4月から施行された70歳までの高齢者就業確保措置の周知を徹底するとともに、高齢者雇用アドバイザー・65歳超雇用推進プランナー制度や65歳超雇用推進助成金等、高齢者雇用に関する支援制度を積極的に活用し、企業における70歳までの継続雇用延長や定年延長などの確保措置の導入に向けた環境整備を図っていく。

高齢者雇用機会確保措置の実施状況（令和2年6月1日現在）

31人以上規模企業数	雇用機会確保措置 実施済み企業数	希望者全員が65歳以上 まで働ける企業数	70歳以上まで 働ける企業数
5,640社	5,635社（99.9%）	4,378社（77.6%）	1,573社（27.9%）

※（ ）内は全企業に占める割合

#### 高齢者雇用安定法の改正（令和3年4月1日施行）

<改正の内容（高齢者就業確保措置の新設）>

事業主に対して65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける。

- ①70歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入

#### 高齢者に対する再就職支援の強化

県内12か所のハローワーク（神戸所、灘所、尼崎所、西宮所、姫路所、加古川所、伊丹所、明石所、豊岡所、西脇所、龍野所及び西神所）に、以下の①～③を特徴とする「生涯現役支援窓口」を設置し、再就職を目指す概ね60歳以上の方を対象に各種サービスを行うとともに、特に65歳以上の者を重点的に支援する。

- ①シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供
- ②多様な就業ニーズなどに応じた情報提供
- ③シニア世代に適した、各種ガイダンスの実施

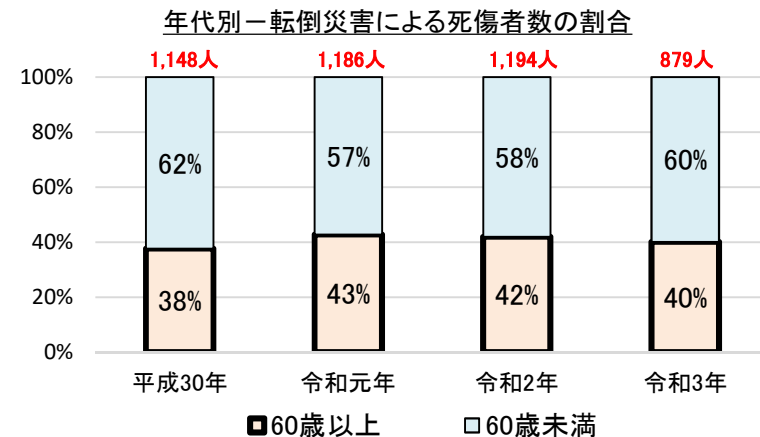


# 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑤

## 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策

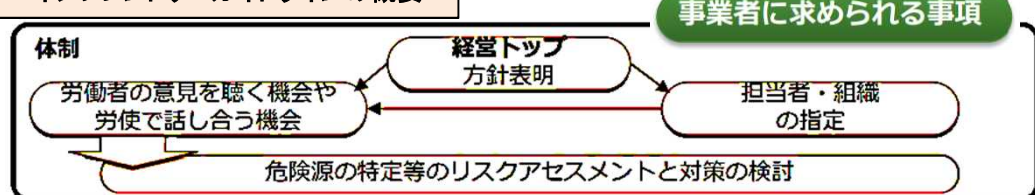
- 働く高齢者が増加し（65歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）、労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は約1/3となり、労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高くなっています。  
そのため、高齢者が安心して安全に働くことが出来る職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。
- 死傷災害で最も多く発生する転倒災害のうち、60歳以上の労働者は約4割を占める状況にあるため、転倒災害発生事業場に対して、「働く高齢者のための安全衛生管理Webセミナー（厚生労働省委託事業：無料）」を積極的に受講するよう勧奨しています。

Webセミナー開催期間 令和3年9月6日～令和4年1月16日まで（全10回）



出典 労働者死傷病報告（令和2年まで確定、令和3年9月末速報値）

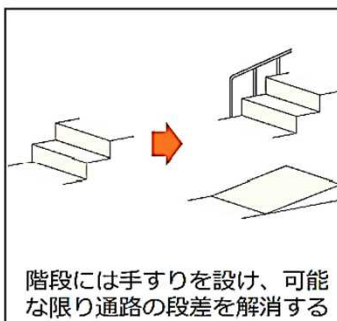
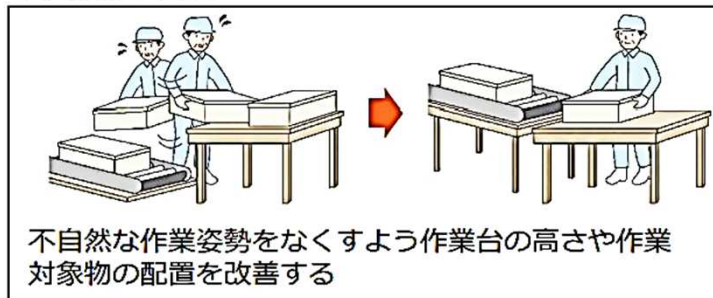
### エイジフレンドリーガイドラインの概要



具体的取組		予防	把握・気づき	措置
場のリスク ↓ 人のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等） 健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

### 対策の例

エイジフレンドリーガイドラインより引用



## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑥

### 障害者の活躍推進

#### 雇用率達成に向けた適切な指導・支援の実施

令和3年3月1日より引き上げられた法定雇用率（2.3%）の達成に向け、年間を通じて計画的、効果的に達成指導を行います。特に未達成企業の約6割が一人も障害者を雇用していない企業であることから、これらの企業状況の把握を行い、個々の実態を踏まえた指導を行います。

また、障害者を一人も雇用していない多くの中小企業を主な対象とした面接会等を実施するなど、中小企業に対してきめ細かい支援を行うとともに、障害者雇用の一層の促進を図ります。

#### (1) 法定雇用率の達成企業等の状況（令和2年6月1日現在）

企業数	実雇用率	達成企業数	達成企業割合	0人雇用企業数	未達成企業に占める0人雇用企業の割合
3,481社	2.21%	1,771社	50.9%	1,025社	59.9%

#### (2) ミニ面接会の開催状況

回数	参加企業数	うち中小企業	参加障害者数
2回	2社	0社	50人

※度重なる緊急事態宣言等の発令により、実施が困難であったため、下半期に集中的に開催予定としている。

#### 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

年々増加する障害のある求職者の安定した就労を促進するため、地域の就労支援機関と協力しながら、採用前から採用後の職場定着までの一貫した支援を行います。

また、多様な障害特性（精神障害、発達障害、難病等）のある障害者に対しては、ハローワークに配置する専門のスタッフを活用しながら、求職者に寄り添った支援を行います。

#### (1) 精神、発達、難病者の職場実習「いっぽ」の活用 8人

#### (2) 精神障害者雇用トータルサポーター 【7名配置】

新規支援対象者数 220人、就職・定着等支援件数 390件

#### (3) 発達障害者雇用トータルサポーター 【3名配置】

新規支援対象者数 55人、就職・定着等支援件数 308件

#### (4) 雇用トータルサポーター 【1名配置】

新規支援対象者数 5人、就職・定着等支援件数 1件

#### (5) 難病患者就職サポーター 【1名配置】

新規支援対象者数 43人、相談延べ件数 10件

#### (6) 特定求職者雇用開発助成金（発達・難病コース） 支給決定件数24件

## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑦

### 外国人材受入れの環境整備等

#### 外国人労働者の適切な雇用管理の確保等

在留資格「特定技能」をはじめ、ますます増加する外国人労働者の公正な処遇の確保等、多様な人材が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な雇用管理の確保に努めていく。

#### ●外国人雇用事業所訪問指導の状況

事業所訪問計画により、在留資格「特定技能」を有する者を雇い入れた事業所や技能実習生を雇用する事業所等を訪問し、外国人雇用管理指針に基づき、雇用管理の改善に係る指導等を実施。

外国人雇用事業所訪問件数 目標：396件 実績：103件（9月末現在）

#### ～外国人求職者に対する就職支援～

県内5か所のハローワーク（神戸、尼崎、姫路、明石、西脇）に通訳員の配置を行い、外国人求職者に対して、本人の希望を丁寧に確認し、きめ細やかな就職支援に努める。

外国人雇用サービスコーナー等業務取扱状況

新規求職者数：820件 相談件数：3,006件 就職件数：138件（9月末現在）

神戸新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを設置し、兵庫県下の大学等との連携により、日本での就職を希望する留学生の就職支援を実施。

例年6月に開催していた近畿2府4県の労働局及び大阪外国人雇用サービスセンターとの連携による外国人留学生を対象とした就職面接会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインによる企業説明会に形式を変更して開催。コロナ禍において継続的に留学生個々の状況の把握に努め、個別支援を実施。

神戸新卒応援ハローワーク  
（留学生コーナー）業務取扱状況

	令和3年4月～ 令和3年9月	令和2年4月～ 令和2年9月	増減率
新規求職者数	182	109	66.9%
紹介件数	144	39	269.2%
就職件数	59	61	-3.3%

## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑧

### 外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保

#### ● 外国人労働者相談コーナー

##### ① 兵庫労働局監督課内 【中国語】

➡ ◎ 開庁日時：原則、火曜日・水曜日  
9:30～17:00  
電話番号：078-371-5310

##### ② 姫路労働基準監督署内 【ベトナム語】

➡ ◎ 開庁日時：原則、木曜日（第1・3・5）・金曜日  
9:30～17:00  
電話番号：079-224-8181

#### ● 外国人労働者への安全衛生教育の普及を実施しています。（安全衛生教材の作成と情報発信（厚生労働本省HPへの掲載））

##### ◎ 安全衛生視聴覚教材（11言語）

【英語・中国語・ベトナム語・フィリピン語・カンボジア語・インドネシア語・タイ語・ミャンマー語・ネパール語・モンゴル語・日本語】

#### 拡充

建設現場で働く外国人労働者の安全衛生教育に活用できるように、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）の動画を掲載。

##### ◎ 災害の種類（事故の型）別（4言語）

【英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語】

##### ◎ 業種別の安全衛生教育教材（建設、農業、漁業、造船など）

【日本語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・フィリピン語・タイ語・モンゴル語・カンボジア語・ネパール語・ミャンマー語】 11言語

#### ● 外国人労働者向けの安全標識の設置の指導を実施しています。（日本語理解度が低い外国人労働者向けの対策）

## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑨

### 生活保護受給者等の就職支援

#### ◆生活保護受給者等就労自立促進事業

- 生活保護受給者等の就労支援については、労働局・ハローワークと地方公共団体との連携協定に基づき、両者が一体となり、事業を推進している。

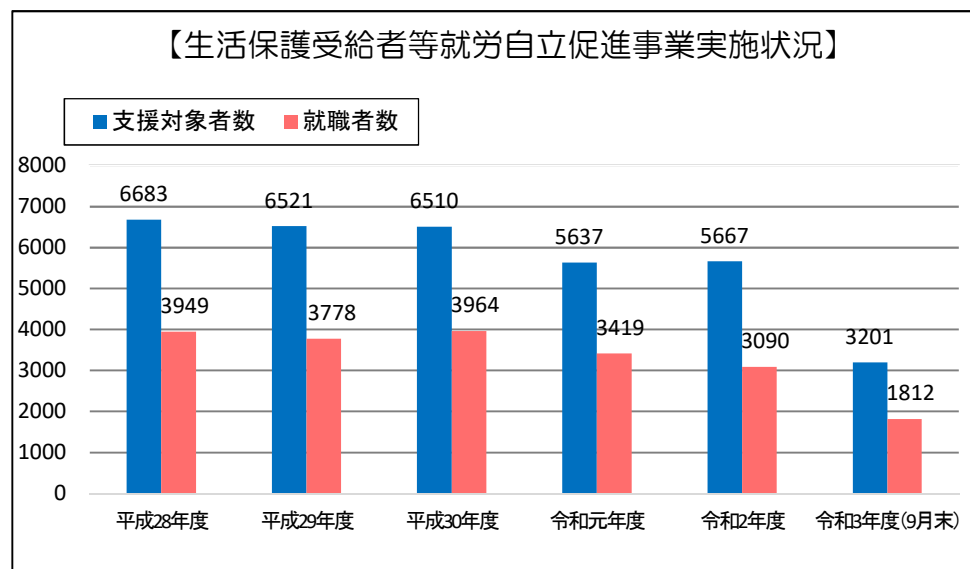
生活保護受給者等の支援対象者数	3,201件（令和3年9月末現在）
生活保護受給者等の就職件数	1,812件（令和3年9月末現在）

- 一体的実施事業における生活保護受給者などを対象とした窓口を、地方自治体内に設置し、ハローワークと一体となり就労支援を推進している。

- ・ 県内に12か所設置  
神戸市（8区）、尼崎市（北部・南部）、  
姫路市、明石市（令和3年10月現在）

- ひとり親の方への就労支援の取組として、自治体への出張相談窓口を設置する「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を8月に実施。

- ・ 令和3年度実施状況（8月実施）  
35自治体 47か所





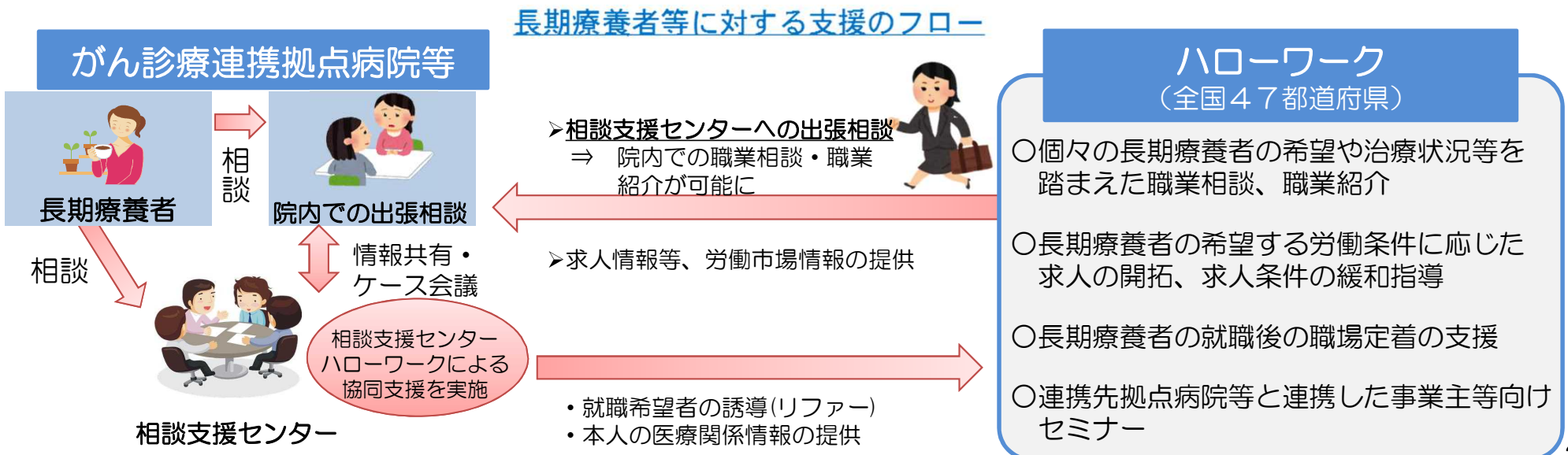
## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑩

### 治療と仕事の両立支援

#### がん等の疾病を抱える長期療養が必要な方への就労支援

- がん治療連携拠点病院（以下、「拠点病院」という。）と管轄ハローワークとの連携による支援を実施。地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県立がんセンター、姫路赤十字病院、独立行政法人国立病院機構姫路医療センターとそれぞれの管轄ハローワークが連携。今年度から、独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院に、ハローワーク尼崎が巡回相談を実施開始。
- 各拠点病院内の相談支援センターと連携して、以下の支援を実施。
  - ・ 個々の長期療養者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介（拠点病院への出張相談を含む）
  - ・ 長期療養者等の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件緩和指導
  - ・ 長期療養者等の就職後の職場定着の支援

（実績） 支援対象者数：80人 就職率：55.0%（令和3年6月現在）



## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑪

### 疾病を抱える労働者等の健康確保対策

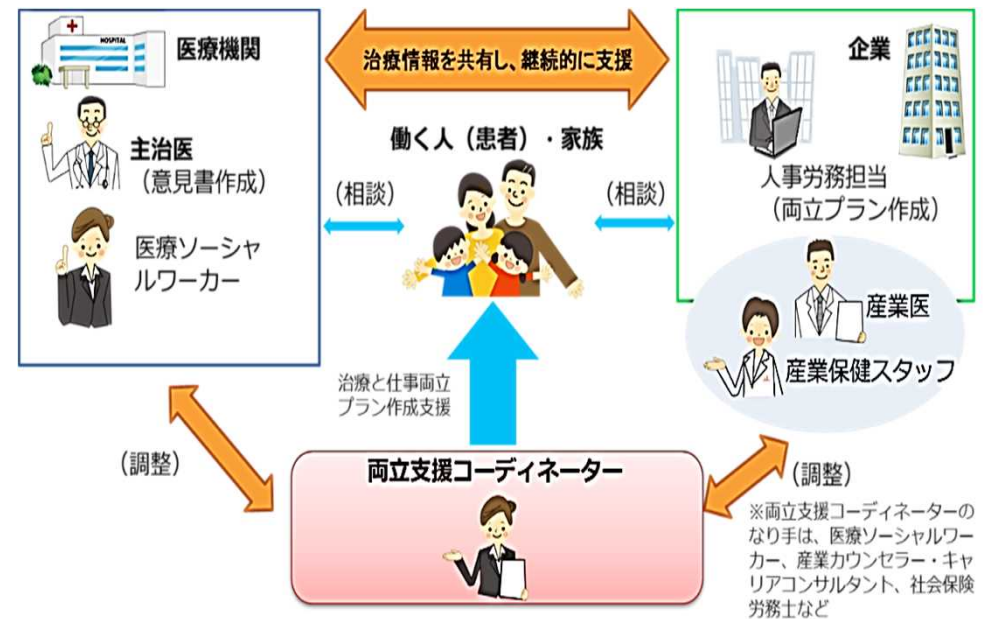
兵庫県地域両立支援推進チーム（平成29年10月18日設置）

#### ○ 設置目的

- ・ 地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、兵庫県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

#### ○ 構成(構成員)

兵庫県経営者協会  
日本労働組合総連合会兵庫県連合会  
兵庫県医師会  
兵庫県健康福祉部（疾病対策課、認知症対策室）  
兵庫県立がんセンター  
兵庫産業保健総合支援センター  
関西労災病院（治療就労両立支援センター）  
神戸労災病院（治療就労両立支援部）  
兵庫県社会保険労務士会  
日本医療社会福祉協会（兵庫県医療ソーシャルワーカー協会）  
日本産業カウンセラー協会関西支部兵庫事務所  
日本キャリア開発協会  
兵庫労働基準連合会  
神戸市健康局健康企画課疾病対策係  
神戸大学医学部附属病院  
ひょうご若年性認知症支援センター  
兵庫労働局（健康課、職業安定課、神戸公共職業安定所、明石公共職業安定所）



#### ○ 令和3年度の取組み

- ・ 令和3年度中、推進チーム会議（書面形式）を開催し、令和4年度から令和8年度までの中期計画を策定し、また、構成員の取組状況等の共有を図ることとしている。



## 2. すべての就業希望者の活躍推進 ⑫

### 不妊治療と仕事の両立

不妊治療を受けやすい職場環境整備を推進するため、仕事と不妊治療の両立支援のためのマニュアルやハンドブック等の広報資料を事業主・労働者へ情報提供し、両立支援に取り組む中小企業に対しては助成金による支援を実施。

#### <不妊治療と仕事の両立に取り組む中小企業に対する支援>

##### ○働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

不妊治療に利用できる特別休暇制度(多目的・特定目的とも可)を導入した事業主を助成(実績はP32記載)

##### ○両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)

不妊治療に利用できる休暇制度や両立支援制度を整備し、労働者に実際に利用させた事業主を助成

両立支援等助成金 支給状況(9月末現在)

助成コース	申請件数	支給件数
不妊治療両立支援コース	2	0

### 職業訓練による人材育成の強化

#### (1) 地域ニーズを踏まえた計画的な公的職業訓練の実施

労働局、兵庫県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部(ポリテクセンター兵庫)、その他地域の関係者による兵庫地域訓練協議会を開催し、「兵庫地域職業訓練実施計画」について協議。

#### (2) 介護人材確保のための介護・障害福祉分野における職業訓練の推進

介護分野等に興味を持つ者や職業経験の不足やブランクのある者への介護分野等の職業訓練の周知、訓練受講の誘導及びあっせん等の訓練相談を実施。

#### (3) 従業員のスキルアップへの支援

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部および兵庫県の職業能力開発施設が実施する在職者訓練・生産性向上支援訓練の活用を促進することにより、中小企業の人材育成を支援。

### 3. 女性の活躍推進・男女ともに仕事と育児等の両立ができる環境整備 ①

#### 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

##### 女性活躍推進法の改正

<法改正の内容>

- ①一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大（施行：令和4年4月1日）
- ②常用労働者301人以上の事業主について、女性活躍に関する情報公表の強化（施行：令和2年6月1日）
- ③特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設（施行：令和2年6月1日）

##### ◆ 一般事業主行動計画届出状況（9月末現在）

301人以上企業			300人以下企業
企業数	届出企業数	届出率(%)	届出企業数
594	578	97.3	175

- 中小企業向けの説明会である「女性活躍推進法一般事業主行動計画策定セミナー」（兵庫県との協働事業、令和3年6月22日から年度末までオンライン配信）の開催
- 事業場訪問時や、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出企業に対して次期行動計画策定勧奨を行う際など、あらゆる機会に101人以上300人以下企業に対して改正女性活躍推進法について周知
- 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の活用  
女性の活躍に関する数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む企業や、その取組の結果当該数値目標を達成した企業に対して助成

##### えるぼし認定企業数 25社（9月末現在）

※「えるぼし」女性活躍が進んでいる企業を認定



#### 男女の均等な機会及び待遇の確保の推進

##### ◆ 報告徴収実施状況（9月末現在）

報告徴収企業			助言率(%)
	助言を行った企業	指導を行った企業	
25	24	0	96

## 男性の育児休業取得促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

### 育児・介護休業法に基づく取組

#### ◆ 育児・介護休業法の改正(施行日)

##### <法改正の内容>

- ①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化(令和4年4月1日)
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(令和4年4月1日)
- ③産後パパ育休(出生時育児休業)の創設(令和4年10月1日)
- ④育児休業の分割取得(令和4年10月1日)
- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化(令和5年4月1日)

#### ◆ 報告徴収実施状況(9月末現在)

報告徴収企業	助言を行った企業	指導を行った企業	助言率(%)
	13	13	

- 労働者・事業主・各種団体を対象に「改正育児・介護休業法等解説セミナー」(神戸・尼崎・姫路の3会場にて開催、年度末までオンライン配信)の開催
- 相談対応について、令和3年11月に「育児休業制度等に関する相談窓口」を開設し、労働者及び事業主からの改正内容を始めとする育児休業制度等に係る相談に対応
- 事業場訪問時や各種機関・団体からの改正育児・介護休業法に関する講師派遣依頼に対応するなど、あらゆる機会を通して改正育児介護・休業法について周知
- 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)の活用  
男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に助成
- 両立支援助成金(育児休業等支援コース)の活用  
育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主に助成  
中小企業における労働者の育児休業取得及び円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、個々の中小企業・労働者の実情に応じた「育休復帰支援プラン」の策定を「仕事と家庭の両立支援プランナー」が支援

### 3. 女性の活躍推進・男女ともに仕事と育児等の両立ができる環境整備 ③

#### 次世代育成支援対策推進法に基づく取組

#### ◆ 一般事業主行動計画策定届出状況（9月末現在）

届出企業数	301人以上企業		101～300人企業		100人以下企業
	届出企業数	届出率（%）	届出企業数	届出率（%）	届出企業数
3,558	587	98.8	1,184	97.2	1,787

#### ◆ 両立支援等助成金の活用

両立支援等助成金の支給状況（9月末現在）（※支給件数には令和2年度申請分を含む）

助成コース	主な支給要件	申請件数	支給件数
出生時両立支援コース	男性労働者に育児休業または育児目的休暇を取得させる。	239	162
介護離職防止支援コース	労働者に介護休業の取得・復帰または介護のための勤務制限制度を利用させる。	14	5
育児休業等支援コース	① 「育児復帰支援プラン」を作成し、育児休業を取得、職場復帰させる。 ② 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職に復帰させる。 ③ 育児休業取得者に、育児休業からの復帰後、子の看護休暇等を取得させる。	178	262

#### くるみん認定企業数（9月末現在）

プラチナくるみん	くるみん
9	100

※「くるみん、プラチナくるみん」子育てサポート企業を認定



#### 出産、育児等により離職した女性への就職支援

- ◆ 県内9か所に、マザーズハローワーク事業の拠点の設置  
(マザーズハローワーク1か所、マザーズコーナー8か所)
  - 子供連れで来所しやすい環境（キッズコーナーやベビーチェアの設置等）を整備
  - 子育てを行いながら就職を希望する女性、母子家庭の母親等に対する支援の充実
    - ・ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
    - ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保
    - ・ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供
- ◆ 兵庫県との一体的実施事業として 「女性就業相談室」の設置  
国は職業相談員・就職支援ナビゲーターを、兵庫県は女性就業支援員・保育支援員を配置し、再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーの開催、職業相談・職業紹介までワンストップで支援を実施



マザーズハローワーク三宮「キッズコーナー」

(マザーズハローワーク事業の実績)	支援対象者：	839人	就職率	： 94.5 % (令和3年8月末現在)
(女性就業相談室の実績)	利用者数	： 898人	就職件数	： 97件 (令和3年6月末現在)



# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ①

## 働きすぎの防止をはじめとする働き方改革の推進

### 長時間労働の是正

#### ● 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底

過労死認定基準を超えるような残業が行われている事業場に重点的に対応。  
問題が認められた場合、その是正を指導。

【平成27年1月～】月100時間超の残業が行われているすべての事業場等に対する監督指導

【平成28年4月～】月残業100時間超から80時間超へ監督対象を拡大

➡ 9月22日に、令和2年度の取組状況を発表し啓発

監督実施事業場数	728事業場
① 違法な時間外労働があったもの	305事業場 (41.9%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	110事業場 (15.1%)
② 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	144事業場 (19.8%)

<参考> 月80時間超の時間外休日労働が考えられる事業場に対する監督指導状況

令和3年4月～9月 311事業場  
(前年同期) 264事業場

#### ● 11月「過重労働解消キャンペーン」の実施



① 労使の主体的な取組を促進  
労使団体等へ長時間労働削減に向けた要請を実施

② 重点監督の実施  
長時間の過重な労働が行われている事業場等へ重点的に実施

③ ベストプラクティス企業へ訪問  
長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業へ局長が訪問

➡ 塩野義製薬(株)へ  
11月2日(火)に訪問

④ 過重労働相談受付集中週間の設定  
(10/31～11/6) や過重労働解消相談ダイヤルによる集中的な相談受付  
全国一斉に実施

➡ 無料の過重労働解消相談ダイヤル  
11月6日(土) 9:00～17:00  
なくしましょう 長い残業  
0120 - 794 - 713

# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ②

## 労働時間法制の見直しへの対応

### ● 労働基準監督署が実施した取組

#### ① 労働時間相談・支援班によるもの

- ➡ ◎ 説明会等の開催による周知（セミナー形式）  
開催回数：594回  
参加事業場数：18,774事業場
- ◎ 訪問支援の実施による周知（訪問形式）  
訪問事業場数：5,380事業場

※ 平成30年4月～令和3年9月末（速報値）までのもの。

#### ② 調査・指導班によるもの

- ➡ ◎ 監督指導における周知  
監督実施事業場数：3,600事業場  
（長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導）

※ 平成30年4月～令和3年9月末（速報値）までのもの。

### 1 訪問支援での例

#### 酒造組合への訪問支援

##### 【事業場の概要】

業種：その他の事業（業界団体） 労働者数：8名（うちパート労働者3名）

##### 【事業場が抱える課題】

働き方改革を進める必要があると認識しているが、具体的にどう進めればよいか分からない。

##### 【課題解決のためのアドバイス】

- ① 36協定の知識を有していなかったため、複数回にわたり36協定の締結方法等について説明。
- ② パート労働者に対する有給休暇の付与の必要性を丁寧に説明。

##### 【アドバイスを踏まえた事業場の対応】

- ① 改正後の内容に沿った36協定が届け出られた。
- ② 労働時間管理の重要性を認識し、適正な労働時間把握に努めるようになった。
- ③ パート労働者を含めた全ての労働者の年次有給休暇の取得促進が検討されるようになった。



#### 実施後の展開

##### 【酒造組合傘下の事業場への説明会の実施】

訪問支援を契機とし、当該酒造組合を著の指定集団に指定。後日、傘下事業場に対して、支援班による説明会を実施。

##### 【上部組合への説明会の実施】

その後、当該酒造組合が加盟する上部酒造組合の近畿支部研修会において、支援班による説明会を実施。

### 2 説明会・セミナーでの例

#### 働き方改革事例発表会

##### 【内容】

- 管内主要事業場による働き方改革取組事例の発表

##### 【工夫点】

日頃の支援班の活動から

「同じ地域の他事業場がどのような取組を行っているのか知りたい」とのニーズを把握したため、支援班班長から、管内で影響力を持つ

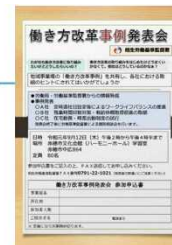
主要事業場3社に対し、自社の取組事例を他社に紹介してもらいたい旨を依頼。

当日は、支援班班員による働き方改革が必要とされる背景・改正内容の説明後、3社から発表。

##### 【効果】

参加事業場の76.5%が「大変参考になった」「参考になった」と回答。

また、39.2%が「訪問支援を希望」「参考になる資料を希望」と回答。



#### 36協定作成研修会

##### 【内容】

- 新様式の36協定届の記入方法を支援班班員が直接説明

##### 【工夫点】

日頃の支援班の活動から「新様式の36協定をどう作成すればよいか分からない」とのニーズを把握したため、支援班班員がマンツーマンで説明。

##### 【現状】

令和2年2月下旬に開催予定（現時点で、申込者多数あり。）。





# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ③

## 過労死等防止対策の推進

### ● 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

日時：令和3年11月19日（金）13:00～15:30  
 場所：神戸市産業振興センター ハーバーホール  
 内容：パワハラ防止対策について（基調講演）  
 労働局からの報告  
 働き方改革に取り組む企業の発表  
 遺族の声



より効果的な啓発を行うため、関係団体（※）と7度にわたる打合せを行い、うちの配布などの広報・プレスリリースを実施。

※ 兵庫県・神戸市・連合兵庫・過労死等防止対策推進兵庫センター・兵庫過労死を考える家族会・兵庫県弁護士会等

【過労死等の状況（兵庫県の民間雇用者）】

	脳・心臓疾患	精神障害	計
平成27年度	11 (251)	24 (472)	35 (723)
平成28年度	11 (230)	25 (498)	27 (758)
平成29年度	14 (253)	22 (506)	36 (759)
平成30年度	10 (238)	31 (465)	41 (703)
令和元年度	7 (216)	32 (509)	39 (725)
令和2年度	5 (194)	25 (608)	30 (802)

※ 労災保険制度に基づく支給決定件数。括弧内は全国値

# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ④

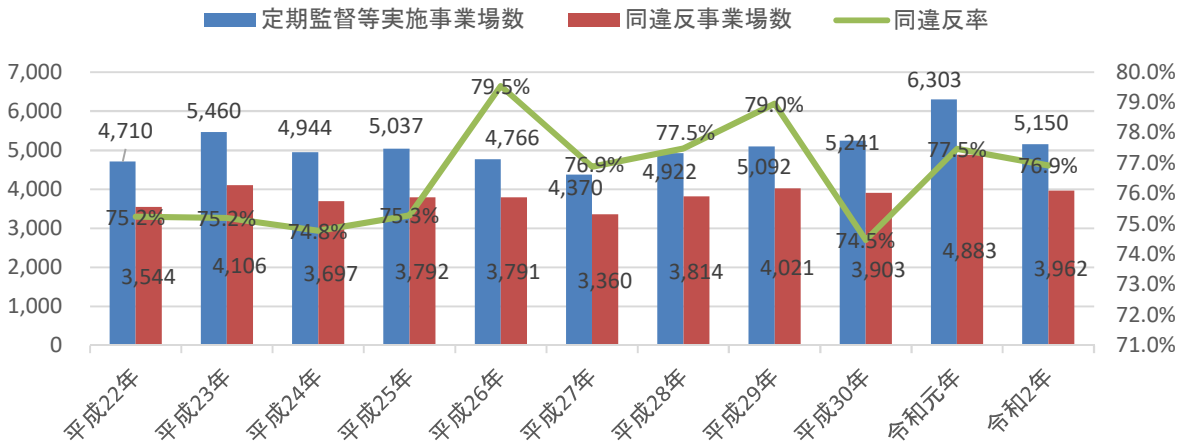
## 法定労働条件の履行確保

### ● 法定労働条件の履行・確保のための取組

管内11監督署による監督指導を実施し、法違反が認められた 事業場に対して、その是正を指導。

➡ 10月12日に、令和2年の定期監督等の実施状況を発表。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 (4-9) 速報値	令和2年 (4-9) 参考値
定期監督等実施 事業場数	4,944	5,037	4,766	4,370	4,922	5,092	5,241	6,303	5,150	2,385	2,092
同違反事業場数	3,697	3,792	3,731	3,360	3,814	4,021	3,903	4,883	3,962	1,755	1,649
同違反率【対前年】	74.8%	75.3% 【0.5P増】	78.3% 【3.0P増】	76.9% 【1.4P減】	77.5% 【0.6P増】	79.0% 【1.5P増】	74.5% 【4.5P減】	77.5% 【3.0P増】	76.9% 【0.6P減】	73.6%	78.8%



また、重大又は悪質な事案は、神戸地方検察庁に送検。

- 送検件数（令和3年4月～9月）
- 労働基準法・最低賃金法違反： 1件
- 労働安全衛生法違反： 1件

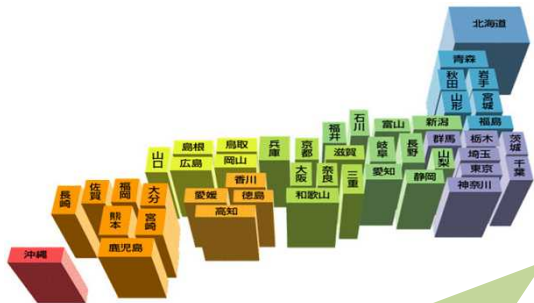
# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ⑤

## 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

### ◆ 兵庫働き方改革推進支援センターによる支援

「働き方改革関連法」の順次施行への対応に向けて中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するため、「兵庫働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による電話・メール・来所相談による相談対応のほか、専門家が直接企業を訪問する個別コンサルティング支援や関係機関と連携した相談窓口の開設により雇用管理改善や就業規則等の見直し等に向けた助言・提案を実施。

#### 働き方改革推進支援センター



- 働き方改革について相談したい
- 同一労働・同一賃金どうしたら？
- 時間外労働を減らしたい



相談  
無料

- 電話・メールによる相談
- 希望の日時に専門家が企業訪問し、コンサルティングを実施
- セミナーや出張相談窓口で専門家を派遣

#### 兵庫センターの活動実績（9月末現在）

電話・メール等による相談件数	企業訪問の申込件数
196	283

セミナー (オンラインを含む)		出張相談窓口 (8月末現在)	
実施回数	参加人数	実施回数	相談件数
40	446	89	128

#### 兵庫働き方改革推進支援センター

神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F  
TEL 0120-79-1149  
受付時間 平日9:00~17:00 (土・日・祝除く)  
<https://public.lec-jp.com/hataraki-hyogo/>  
Mail [hyogo-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hyogo-hatarakikata@lec-jp.com)

R3.7月に移転しました

# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ⑥

## ◆ 金融機関との連携

地域企業を取り巻く実情や労働生産性向上のための課題に精通している金融機関と連携・協力し、県内の働き方改革や地域振興を推進

### 【働き方改革についての包括連携協定の締結】

- ・H29年6月14日 一般社団法人兵庫県信用金庫協会
- ・H29年11月2日 株式会社 みなと銀行
- ・H30年1月25日 株式会社 但馬銀行
- ・R元年12月19日 株式会社商工組合中央金庫神戸支店



### 【期待される効果】

- ・金融機関の店舗網を活用した労働局の施策の情報発信
- ・地域の中小企業等に対し、金融機関の職員が労働行政の支援制度活用を提案 等

### ① 金融機関から取引先企業への支援施策の提案

- ・働き方改革推進支援センターの活用による中小企業支援サービス
- ・働き方改革推進支援助成金等の活用

### ② 金融機関の紹介による兵庫働き方改革推進支援

〈センターの企業訪問〉 56社（9月末現在）

### ③ 金融機関と共催した出張相談会（オンライン）

〈開催回数〉 17回  
 〈参加事業所数〉 51社（9月末現在）

### ④ 金融機関と共催した企業向けセミナー（オンライン）

〈開催回数〉 10回  
 〈参加者数〉 167名（9月末現在）

## ◆ 働き方改革推進支援助成金による支援

労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備、勤務間インターバルの導入及び労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して、外部専門家によるコンサルティング、就業規則の作成費用及び労務管理用機器等の導入等の経費の一部を助成

コース名	申請件数	交付決定件数	審査中
労働時間短縮・年休促進支援コース	239	197	38
勤務間インターバル導入コース	12	8	3
労働時間適正管理推進コース	0	0	0
団体推進コース	6	5	1

（9月末現在）



# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ⑦

## 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

### 第13次労働災害防止計画の推進

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画の目標

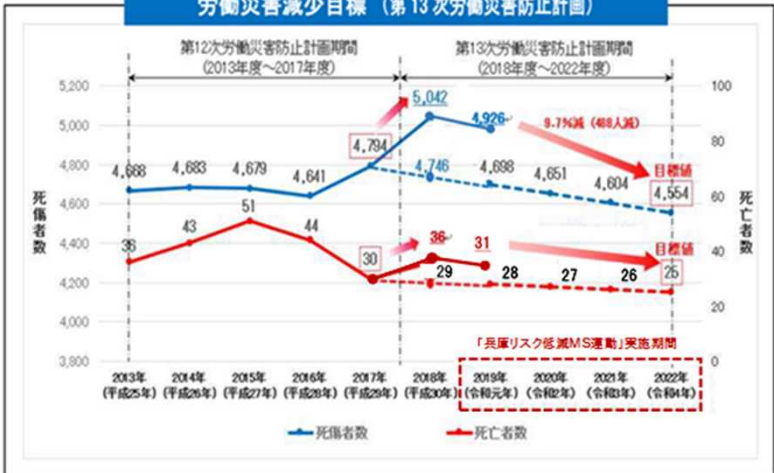
#### ◆『兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画』（4年目）

計画期間 2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

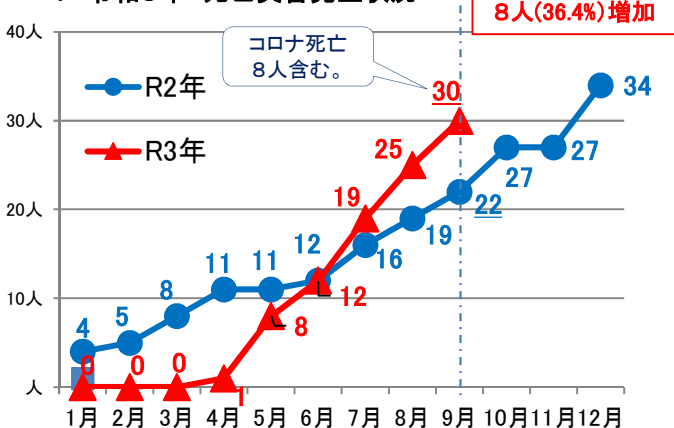
#### ● 計画の目標

- ① 死亡災害については、**死亡者数を2017年（平成29年）と比較して、2022年（令和4年）までに15%以上減少**
- ② 死傷災害（休業4日以上労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、**死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少**
- ③ 重点とする業種の目標
  - ・建設業、製造業、陸上貨物運送事業については、**死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少**
  - ・林業については、**死亡者数を5年間0とする。**
  - ・第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）については、**死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少**
- ④ 労働者の健康確保の強化、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立対策、化学物質による健康障害防止対策等

労働災害減少目標（第13次労働災害防止計画）

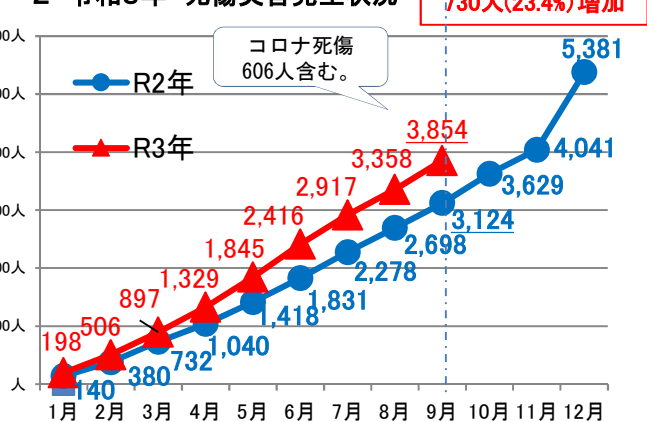


#### 1 令和3年 死亡災害発生状況



資料 死亡災害速報により作成

#### 2 令和3年 死傷災害発生状況



資料 労働者死傷病報告(様式第23号)により作成

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画の目標達成に向け、特に、安全確保の最重点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の一層の削減に取り組んでいたところではありますが、本年9月末において死亡者数は30人（うちコロナ死亡8人）となっています。当局では、毎年死亡災害が最も多く発生する“墜落・転落災害”の防止対策として、令和3年4月1日から同年12月31日までの期間、新たな独自取組として『STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン』を業種横断的に実施しています。

労働局では、局幹部パトロールや安全大会等での周知・啓発に加えて、労働災害防止団体、業界団体、関係機関等に対して本キャンペーンの取組要請を行っています。監督署においては、生産現場や建設現場等に対する監督指導、個別指導等の機会を通じて、本キャンペーンの周知・啓発を実施しています。

# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ⑧

## 「兵庫リスク低減MS運動」の推進

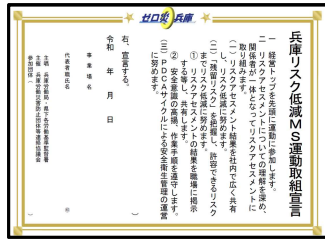
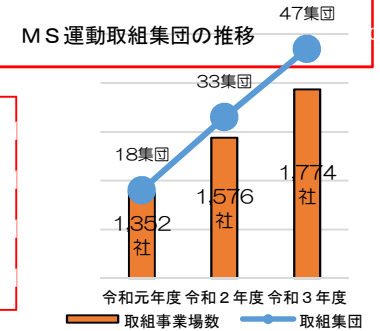
～令和元年度から令和4年度まで～（兵庫労働局独自取組）

### 【趣旨】

「兵庫リスク低減MS運動」は、経営トップの深い関与（安全衛生方針表明）によって、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理を運用し、リスクアセスメントを継続的に実施することにより、リスクを調べ尽くし、残るリスクの大きさ（残留リスク）を明確にすることによって、残されたリスクを重点的に管理し、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とし、労働災害の根絶に向け、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努め、安全衛生水準の継続的・段階的な向上（スパイラルアップ）につなげるための運動である。

この運動を通じて、平成30年度を初年度とする「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」が掲げる災害減少目標の達成に向け、兵庫労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等の関係団体、労使等の関係者が連携し、積極的に展開する。

【スローガン】「残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害」



【MS運動取組宣言書】



### 【基本的な取組内容】

- 「MS運動取組宣言書」などを用いて、「安全衛生方針の表明」を行う。
- 職場の「総点検」を繰り返し、さらに「リスクアセスメント」を継続的に実施し、「残留リスク（常に存在しているリスク）の低減」に努める。
- 「PDCAサイクル管理」を定着するため「年間安全衛生管理計画」を継続的に策定させ、「許容出来ないリスクがない職場づくり」の実現を図る。

### 【課題と対策】

現在の主な取組集団は、製造業の構内下請で構成する安全衛生協会又は災害防止協議会、労働基準協会の会員事業場で構成される部会・協議会並びに建設業労働災害防止協会兵庫県支部の各分会です。コロナ禍の影響により、説明会や個別指導などが中止又は延期される状況にあっても、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえて、新規対象集団に対し、直接取組要請及び指導を行っています。今後、労働災害が増加傾向にある第三次産業の多店舗展開企業の本社・本部を対象に取り組みます。

## 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」の取組

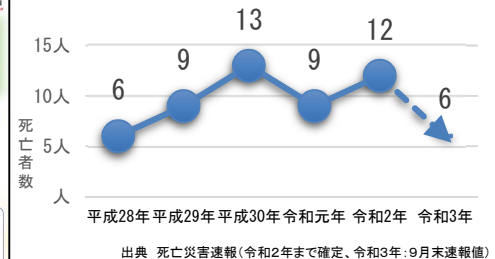
### 【基本的な取組】

- 墜落・転落災害による死亡災害の多くが、墜落制止用器具（安全帯）の不使用が原因であるため、新たな取組として『STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン』を4月から展開しています。
- 「高所作業の安全方策」や「墜落制止用器具の適正な使用方法」等、高所作業の安全対策の重要性について、「動機づけ支援」として、労働災害防止団体等と連携し、取組んでいます。
- 労働者を直接指揮監督する「職長」の職務励行の重要性、令和4年1月2日以降の旧構造規格の墜落制止用器具の使用禁止等もキャンペーンを通じて、積極的に情報発信を実施しています。

【キャンペーン実施期間】令和3年4月1日から12月31日まで



墜落・転落災害による死亡者数の推移



# 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ⑨

## 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進

### ● ストレスチェックの実施状況

ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、ストレスチェックの実施年が令和2年分として所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場は81.0パーセントであった。

表1 ストレスチェック制度の実施状況(事業場規模別)

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
ストレスチェック制度を実施した事業場の割合	78.1%	82.9%	91.6%	100.0%	81.0%

### ● 兵庫産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策支援事業

国は、メンタルヘルス対策普及促進の支援を独立行政法人労働者健康安全機構に委託しており、兵庫県内においては、兵庫産業保健総合支援センターがメンタルヘルス対策促進員（産業カウンセラー、社会保険労務士等）を配置し、「メンタルヘルス対策の導入」、「心の健康づくり計画の策定」、「ストレスチェック制度導入」、「集団分析等の実施による職場環境の改善」等について事業場を訪問して個別にアドバイスを行っている（無料）。その他、管理監督者に対するラインケア研修（無料）、若年労働者向けのセルフケア研修等も行っている（無料）。

令和3年4月～9月末	実施回数
訪問支援	250回
管理監督者教育	36回（175人）
若年労働者向け教育	32回（570人）

## 化学物質対策・石綿ばく露防止対策の充実

### ● 化学物質対策

「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」が神経機能障害を引き起こすとして、特定化学物質の第2類に追加され、令和3年4月1日から順次改正法が施行されています。

金属アーク溶接などの作業を行っている屋内作業場に対して、早期の周知が求められますので、昨年度に引き続き、今年10月に兵庫労働局主催の「溶接ヒューム説明会」を加古川、尼崎、神戸の3会場で中災防及び呼吸用保護具製造者の講師を招いて実施しました。

### ● 石綿ばく露防止対策

建築物等の解体・改修工事等に際して、石綿使用の有無の事前調査が十分に行われず、また、必要な届出を行わないまま工事に着手した事例が認められる一方で、今後、石綿使用建築物の解体工事の増加が見込まれることから、石綿ばく露防止対策の強化が求められています。このような状況の中で、作業実施状況の写真等による記録の義務化、解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設、事前調査・分析調査を行う者の要件新設等について石綿障害予防規則が改正され、令和3年4月1日から順次改正法が施行されています。

改正石綿則の周知・履行確保のため、建設許可業者及び解体業の登録業者の約20,000事業場に対し、各労働基準監督署において、改正石綿則の周知を目的とした自主点検を実施しています。





## 総合的なハラスメント対策の推進

## 職場におけるハラスメント撲滅対策の実施

## 職場におけるパワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラ対策の推進

- ・労働者からの相談については、相談者の意向や事案の緊急性を踏まえ、迅速に行政指導や行政ADRに移行し、問題の解決を図る。
- ・就職活動中の学生等へのハラスメントについても、行政ADRの活用や労働局からの事業主への働きかけにより問題の解決を図る。
- ・年間を通じて企業訪問等によりハラスメントに係る法や指針等を周知し、防止対策が進んでいない企業に対しては指導やアドバイスを実施。
- ・顧客等からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策として、対応マニュアル等を周知。

## 行政指導件数(9月末現在)

●パワーハラスメント対策	18件
●セクシュアルハラスメント対策	19件
●妊娠・出産等に関するハラスメント対策	19件
●育児・介護休業等に関するハラスメント対策	9件

## 行政ADR件数(9月末現在)

●セクシュアルハラスメントに係る労働局長の援助	4件
●妊娠・出産等に関するハラスメントに係る労働局長の援助	2件
●パワーハラスメントに係る労働局長の援助	6件
●いじめ・嫌がらせ 助言・指導の申出件数	61件
あっせん申請件数	17件

## ハラスメント対策に取り組む中小企業への支援

## 改正法の周知・啓発

令和4年4月1日より、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されることから、中小企業向けの説明会の開催や専門家派遣事業等の活用促進により、中小企業のハラスメント防止対策の取組支援を実施。

## 改正法の周知状況(9月末現在)

訪問等による企業指導実施時や他団体が開催する説明会での改正法の説明時間の確保、ラジオ番組での放送、県内企業への資料の送付、地方自治体や事業主団体等への周知資料の送付等により、積極的に周知・啓発を実施。

- 説明会回数 3回 (参加者 97名)

## 最低賃金制度の適切な運営と履行確保

- ◆ 兵庫県最低賃金の推移 - 令和3年は28円の引き上げ（令和元年と並び過去最大）  
過去5年間の地域別最低賃金の推移

年度	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	最低賃金額	引上額	最低賃金額	引上額	最低賃金額	引上額	最低賃金額	引上額	最低賃金額	引上額
兵庫県最低賃金	844円	25円	871円	27円	899円	28円	900円	1円	928円	28円
全国加重平均額	848円	25円	874円	26円	901円	27円	902円	1円	930円	28円

昨年は、新型コロナウイルスの影響により、中央最低賃金審議会でも目安が示されず、当局でも1円の引き上げとなった。

今年は昨年と異なり、全国一律に28円という目安が同審議会で示され、当局においても8月5日に目安と同額である28円引き上げとなる時間額928円で答申が出され、9月1日に官報公示され、10月1日に発効している。

### ◆ 改正された最低賃金の周知等

○地域別最低賃金のポスター及びリーフレットについては、各関係団体や事業者3,340団体等に送付し、広報誌への掲載や会員への配布等による周知依頼を行った。特に県下の41市町には県知事と労働局長との連名で周知広報の要請を行い、各市町の広報誌に順次掲載されている。

○局署職員が地域のコミュニティラジオやケーブルテレビに出演し、兵庫県最低賃金の改正等について説明を行った。

○最低賃金の重要性をわかりやすく伝えるキャッチフレーズを募集し、優秀作品については、発効日となる10月1日に表彰を行った。

○7件の特定最低賃金についても改正決定されたので、ポスター等を作成し、周知を進めていくこととしている。



最低賃金ポスター



ケーブルテレビ出演



キャッチフレーズ表彰式

### ◆ 最低賃金の履行確保のための集中的な監督

最低賃金の履行確保のため、県下のすべての監督署において第4四半期に集中的な監督を実施して、最低賃金の履行確保を図ることとしている。今年1月から5月に実施した監督指導の件数は307件であり、兵庫県最低賃金に係る違反事業場数は37件、違反率は12.1%であった。

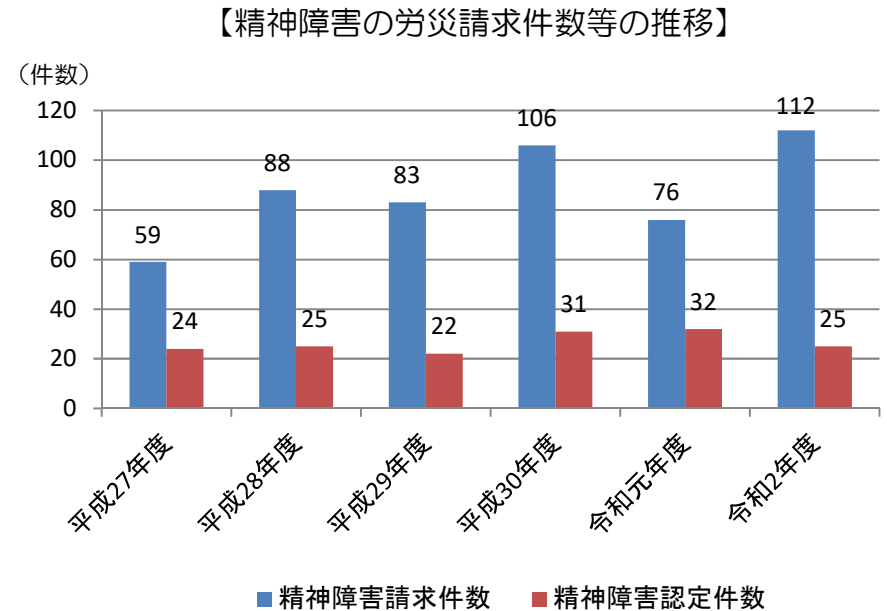
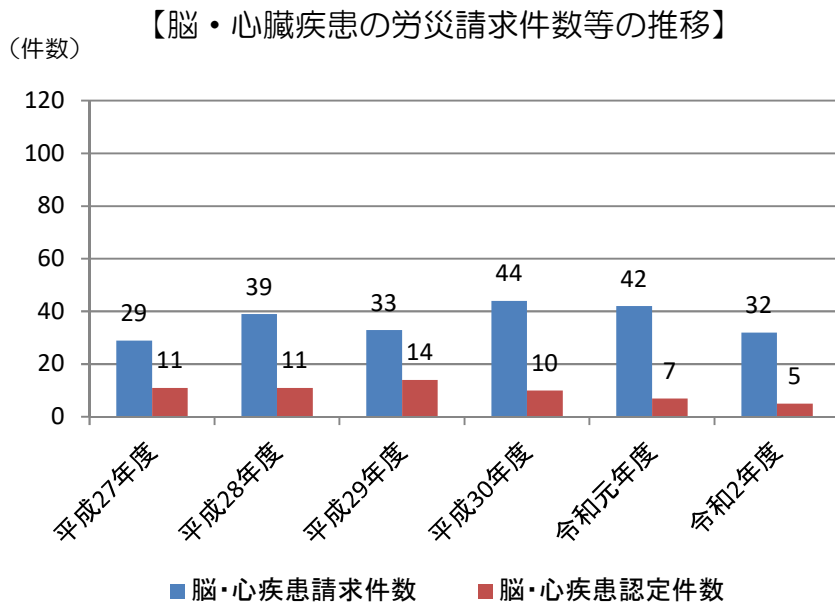
### ◆ 業務改善助成金（9月末現在）

申請件数	交付決定件数	審査中
103	20	55

## 過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・公正な処理

令和2年度は、過重な業務が原因で発症した脳・心臓疾患に係る労災請求件数は減少したものの、業務によるストレスなどが原因で発症した精神障害に係る労災請求件数は増加している。

今後も、組織横断的な連携を図りつつ、迅速・公正な事務処理を一層推進していく。



※ 脳・心臓疾患の労災認定基準が改正され、令和3年9月15日より施行された。リーフレット等を活用し周知した。

# 5. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等 ①

## パートタイム・有期雇用労働法の履行確保

### パート・有期雇用労働法の周知徹底

#### パート・有期雇用労働法の主な改正ポイント

<法改正の目的> 同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにする。

<法改正の内容> ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備  
② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化  
③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

<施行期日> 大企業：2020年4月1日 中小企業：2021年4月1日

### パート・有期雇用労働法に基づく取組

#### ◆ 報告徴収実施状況（9月末現在）

##### パート・有期雇用労働法第18条に基づく助言※の実施

※ 厚生労働大臣は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導もしくは勧告をすることができる。

報告徴収企業			助言率 (%)
	助言を行った企業	指導を行った企業	
3	3	0	100



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター パゆうちゃん

## 5. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等 ②

### 改正労働者派遣法の適正な履行確保

#### ◆ 指導監督による改正労働者派遣法の周知及び指導

令和2年4月1日施行の改正労働者派遣法の同一労働同一賃金の取組みは、最低賃金法などの一律の基準により労働条件を定めるものではないため、個々の企業毎に様々な賃金体系等がある中、取組みを行うも、「誤った解釈」「取組み内容の不足」等により法違反となっている事例も多く、その指導については細やかな対応が必要となる。よって、今年度は、需給調整事業課において普段より行っている定期指導監督において、当該企業の実体を踏まえた改正法の内容の制度周知を併せて行うとともに、同一労働同一賃金に特化した指導監督「同一同一集中的指導監督（DD集中）」により、同一労働同一賃金の取組みについて細やかな指導を行っている。

令和3年9月30日時点の  
指導監督状況

派遣元事業所		派遣先事業所		合計	
	うちDD集中		うちDD集中		うちDD集中
383	38	39	3	422	41

#### ◆ 労使協定の点検

労使協定方式採用の事業所は、毎年6月1日の状況を報告する「事業報告書」に、当該労使協定を添えて報告することとなっている。昨年度はこの労使協定のうち、241事業所分の点検を実施し、問題が見受けられた168事業所に対し文書指導等を行った。

今年度についても下半期を中心として、当該点検及び指導の実施を計画している。

#### ◆ セミナー等集団指導の実施

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染防止のため、改正労働者派遣法の内容に係るセミナー等集団指導の開催を差し控えた。しかし、法の施行後、各企業における改正法に係る取組みで誤りが多い点など、周知すべき内容の蓄積も進んでいることから、令和3年度下半期以降、オンラインの活用を含めた感染防止に万全を期す、セミナー等集団指導の開催準備を進めている。

#### ◆ その他

- ・兵庫労働局HPに改正労働者派遣法の「自主点検表」を掲示し、活用を促している。
- ・改正労働者派遣法に係る特別相談窓口も継続して設けている。

### 非正規雇用労働者等の労働環境の改善

#### 無期転換ルールの円滑な運用

##### ●無期転換ルールの周知・啓発

各種説明会における周知資料配付 3,240事業所（9月末現在）

##### ●無期転換ルールに係る相談対応 174件（9月末現在）（事業主107件、労働者6件、その他61件）



# 5. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等 ③

## 各種助成金による支援

### ◆ 人材確保等支援助成金

生産性向上に資する設備等の導入を通じた雇用管理改善（賃金アップ等）や、雇用管理制度の導入を通じた従業員の離職率の低下等、魅力ある職場づくりに向けて労働環境の改善に取り組む事業主に対して助成

計画認定・支給決定状況（9月末現在）（平成30年度からの運用コース）

コース名		計画認定件数	支給決定件数
雇用管理制度助成コース		73件	28件
介護福祉機器助成コース		27件	33件
中小企業団体助成コース		0件	0件
人事評価改善等助成コース		74件	63件
外国人労働者就労環境整備助成コース		0件	0件
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース		13件	4件
設備改善等支援コース		1件	1件
働き方改革支援コース		3件	8件
建設分野	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース	4件	6件
	雇用管理制度助成コース 作業員宿舎等設置助成コース	0件	3件

支給状況等（9月末現在）（平成29年度からの経過措置分）

助成金	支給決定件数
職場定着支援助成金	2件

※「人材確保等支援助成金」は、平成30年度から既存の助成金と新たなコースを統合して運用しています。

※「テレワークコース」は令和3年度から「人材確保等支援助成金」の一コースとなっています。

### ◆ キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定・諸手当制度等を新たに規定するなど処遇改善に取り組む事業主に対して助成

計画認定・支給決定状況等（9月末現在）

コース名	計画認定件数	支給決定件数
正社員化コース	1,088件	2,111件
障害者正社員化コース	67件	0件
賃金規定等改定コース	198件	20件

コース名	計画認定件数	支給決定件数
賃金規定等共通化コース	161件	8件
諸手当制度等共通化コース	323件	16件
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	47件	3件
短時間労働者労働時間延長コース	225件	21件



## 6. 地方公共団体等と連携した行政運営 ①

### 地方公共団体と連携した地域雇用対策の推進

#### ◆ 一体的実施事業・雇用対策協定の締結等

##### ○ 地方公共団体とハローワークが連携し、就労支援を実施

- ・ジョブカフェ事業《県との連携》 若者しごと倶楽部
- ・ふるさとハローワークの設置《市との連携》 三木市、加西市
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業《市町との連携》 県下全市町

##### ○ 国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務をワンストップ窓口で支援する「一体的実施」事業を推進

###### ・県下18か所（令和3年10月1日現在）

- 若者、女性などを対象とした窓口 5か所〔宝塚市、川西市、西宮市、丹波市、兵庫県（男女共同参画センター内）〕
- 生活保護受給者などを対象とした窓口 12か所〔神戸市（8区）、尼崎市（2か所）、姫路市、明石市〕

##### ○ 国と自治体が、地域の雇用対策を一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結

###### ・14自治体（県、13市）（令和3年9月30日現在）

- 加西市(H28.8.26締結)、尼崎市(H29.1.19締結)、三田(H29.3.30締結)、たつの市(H30.2.20締結)、兵庫県(H30.3.6締結)、高砂市(H30.3.28締結)、丹波市(H30.9.18締結)、伊丹市(H30.10.3締結)、加古川市(H31.2.19締結)、淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)(H31.3.20締結)、豊岡市(R1.5.8締結)川西市(R2.1.24締結)

淡路地域雇用対策協定締結式  
平成31年3月20日



## 6. 地方公共団体等と連携した行政運営 ②

### 労使等の関係者及び関係機関との連携

#### 兵庫地方働き方改革推進会議

衆議院において雇用対策法改正案が修正され、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（改正雇用対策法）第10条の3において、**中小企業における働き方改革の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備することとする国の努力義務を創設**

平成27年12月に設置した「兵庫地方働き方改革推進会議」を法に基づく協議会として位置付けて開催している。

#### 【構成団体】

連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会、一般社団法人兵庫県信用金庫協会、株式会社みなと銀行、株式会社但馬銀行、株式会社商工組合中央金庫神戸支店、兵庫県、兵庫労働局

#### 部会（R2.8.7書面決議による規約改正にて位置づけ）

#### 兵庫働き方改革担当者連絡会議（R3.8.10開催）

#### 【会議の目的】

兵庫地域の関係団体の実務担当者を幅広く参集し、働き方改革を推進するための各団体の支援策の共有化と効果的な情報発信を推進する。

（平成29年6月設置）

#### 【構成団体】

（兵庫働き方改革推進会議の構成団体に加え）兵庫県、兵庫県立男女共同参画センター、神戸市、近畿経済産業局、ひょうご仕事と生活センター、ひょうご産業活性化センター

\*R3.8.10開催時は、オブザーバーとして「兵庫働き方改革推進支援センター」も参加。



【R3.8.10 兵庫働き方改革担当者連絡会議】

## 6. 地方公共団体等と連携した行政運営 ③

### 大学・高校等における労働法制講義

#### 年間通じた「労働法制講義」の実施

これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、実際の労働場面において、関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養にも資することから、大学・短期大学の要請に応じて、幹部職員が大学等に出向き、労働法制講義を実施。

《実績》 4大学で4回実施、受講学生数306人（令和3年9月末時点、オンデマンド配信受講者は含まず）

関西福祉大学（5/12）、兵庫県立大学（6/22）、姫路日ノ本短期大学（7/14）、神戸学院大学（オンデマンド配信）

\* 対面講義も戻ってきているが、オンライン講義（オンデマンド配信含む）もまだ要望がある。

\* 後期（10月～）は9大学10回実施予定（対面5回、オンライン5回）

高校への講義は後期（10月～）1校実施予定（対面）

兵庫県立大学における寄付講座「労働法制度と労働行政の役割」の開設  
（令和3年10月～令和4年1月）

神戸大学における寄付講座「キャリア形成と労働法制度」の開設  
（令和3年12月～令和4年2月）

兵庫県立大学では全15回、神戸大学では全8回の連続講義により、労働法制の基礎知識に加えて、企業・社会の現状や、それに対応した労働行政の取組を、現場で実務に携わる職員が講師となって講行い、従来の「労働法制講義」より更に広範囲で詳細な講義内容となっている。

県立大学の講義においては、学生に興味を持ってもらうために、体験型の講義を行うよう工夫を凝らしている。



令和3年10月6日兵庫県立大学寄付講座での講義（講師：局長）